

川口市選管告示第4号

埼玉県議会議員一般選挙が令和5年4月9日に行われることに伴い、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第17条ただし書で規定する選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期する。

令和5年1月18日

川口市選挙管理委員会
委員長 岩澤 勝徳

登録の移替えを延期する期間

令和5年3月7日から埼玉県議会議員一般選挙期日まで